

第1表 年齢3区分別人口及び割合

	第1表 年 齢 3 区 分											
	総 数						男					
	0～14歳		15～64		65～		0～14歳		15～64		65～	
実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	
35年	94,302	100.0	28,434	30.2	60,469	64.1	5,398	5.7	46,200	100.0	4,822	31.4
40	99,209	100.0	28,529	28.7	67,444	68.0	6,136	6.3	48,692	100.0	12,999	26.7
45	104,665	100.0	28,113	24.0	72,119	68.9	7,392	7.1	51,209	100.0	12,857	25.0
50	111,940	100.0	27,221	24.3	75,807	67.7	8,865	8.0	55,091	100.0	13,948	25.3
55	113,089	100.0	27,492	24.3	76,395	67.6	9,201	8.1	55,660	100.0	14,090	25.3
57	114,184	100.0	27,649	24.2	76,944	67.4	9,561	8.4	56,199	100.0	14,177	25.2
58	115,174	100.0	27,708	24.1	77,545	67.3	9,921	8.6	56,704	100.0	14,210	25.1
59	116,133	100.0	27,664	23.8	78,161	67.3	10,209	8.8	57,180	100.0	14,102	24.8

資料：総務府統計局「全国年齢別人口の推計」ただし、50年以前は「国勢調査」
 (注) 1. 各年10月1日現在。 2. 50年は、年齢不詳を含むため、総数は一
 3. 総数は、国勢調査のため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

別 人 口 及 び 割 合 (単位：1,000人、%)

	別 人 口 及 び 割 合											
	女						男					
	15～64		65～		総 数		0～14歳		15～64		65～	
実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	
29,437	63.6	2,341	8.1	48,001	100.0	13,912	29.0	31,032	64.6	3,057	6.4	
32,952	67.7	2,741	8.4	50,517	100.0	12,530	24.8	34,492	68.0	3,495	8.1	
35,266	68.7	3,246	9.2	51,296	100.0	12,295	23.9	36,854	69.1	4,147	7.8	
37,274	67.7	3,838	10.3	56,849	100.0	13,273	23.3	39,530	67.8	5,020	8.6	
37,608	67.6	3,966	10.5	57,423	100.0	13,399	23.3	39,788	67.5	5,233	9.1	
37,919	67.5	4,102	10.8	57,956	100.0	13,478	23.2	39,025	67.0	5,408	9.4	
38,255	67.5	4,238	11.1	58,470	100.0	13,498	23.1	39,291	67.2	5,682	9.7	
38,602	67.5	4,384	11.3	58,950	100.0	13,471	22.8	39,558	67.1	5,924	10.0	

数しない。

第2表 年齢3区分別将来推計人口

	第2表 年 齢 3 区 分 別											
	総 数						男					
	0～14歳		15～64		65～		0～14歳		15～64		65～	
総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	
55年	117,863	28,229	23.9	78,898	67.0	10,436	8.9	57,927	49.1	14,459	25.0	
60	122,333	28,014	22.9	82,410	67.4	11,909	14.4	60,313	49.3	14,358	23.8	
65	126,280	26,482	20.9	85,889	67.9	13,909	16.2	62,296	50.0	13,585	21.8	
70	130,065	26,148	20.1	87,414	66.8	16,503	18.9	64,216	49.3	13,424	20.9	
75	133,676	26,953	20.1	87,662	65.3	19,061	21.7	66,063	49.4	13,838	20.9	
80	136,473	27,993	20.5	87,399	64.1	21,284	24.4	67,492	49.1	14,230	21.1	
85	138,102	28,000	20.3	87,006	62.9	23,096	26.5	68,321	48.7	14,375	21.0	
90	138,724	27,133	19.5	85,874	61.9	25,113	29.2	68,630	48.0	13,931	20.2	
95	139,067	26,634	19.1	86,273	61.9	26,138	30.3	68,811	47.8	13,674	19.9	
100	139,491	26,996	19.4	87,223	62.5	27,272	31.2	69,065	47.7	13,860	19.9	
125	140,013	27,149	19.4	87,519	62.5	28,340	32.4	69,559	47.9	13,929	19.9	

資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(5年11月推計)」

特 殊 推 計 人 口 (単位：1,000人)

	特 殊 推 計 人 口											
	女						男					
	15～64		65～		総 数		0～14歳		15～64		65～	
実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	
39,060	4.4	4,403	5.6	6,636	13.7	13,770	39.8	39,830	6.0	6,032	7.6	
41,074	4.8	4,879	6.2	7,056	14.5	15,656	41.3	41,330	7.0	7,031	8.8	
43,074	5.2	5,227	6.6	7,904	16.4	17,887	43.8	43,815	7.5	7,522	9.2	
43,910	5.3	5,312	6.7	8,049	16.7	18,049	43.3	43,304	7.6	7,621	9.4	
44,087	5.3	5,318	6.7	8,113	18.2	18,113	43.3	43,312	7.6	7,624	9.4	
44,037	5.3	5,296	6.6	8,101	18.2	18,101	43.3	43,312	7.6	7,624	9.4	
43,938	5.3	5,217	6.5	7,911	18.0	18,011	43.3	43,312	7.6	7,624	9.4	
43,458	5.1	5,244	7.0	8,094	18.4	18,204	42.4	42,422	7.4	7,469	9.2	
43,749	5.1	5,308	7.1	8,256	18.9	18,256	42.5	42,525	7.5	7,571	9.3	
44,236	5.2	5,369	7.2	8,425	19.1	18,425	42.6	42,627	7.6	7,624	9.4	
44,432	5.2	5,418	7.3	8,541	19.2	18,541	42.7	42,627	7.6	7,624	9.4	

第3表 人口動態の推移

第3表 人口動

年	人口		出生		死亡		自然増加	
	実数	率(人口1,000対)	実数	率(人口1,000対)	実数	率(人口1,000対)	実数	率(人口1,000対)
27	85,852,000	2,005,162	23.4	765,068	8.9	1,240,094	14.4	99,114
28	87,033,000	1,868,040	21.5	772,547	8.9	1,095,493	12.6	91,424
29	88,293,000	1,769,580	20.0	721,491	8.2	1,048,089	11.9	78,944
30	89,275,529	1,730,692	19.4	692,523	7.8	1,037,169	11.6	66,801
31	90,239,000	1,665,278	18.4	724,460	8.0	940,818	10.4	67,691
32	91,088,000	1,566,713	17.2	732,445	8.0	814,268	8.9	62,678
33	92,010,000	1,653,469	18.0	684,189	7.4	969,280	10.5	57,052
34	92,971,000	1,626,088	17.5	689,959	7.4	936,129	10.1	54,788
35	93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6	49,293
36	94,285,000	1,589,372	16.9	695,644	7.4	893,728	9.5	48,465
37	95,178,000	1,618,616	17.0	710,265	7.5	908,351	9.5	42,797
38	96,156,000	1,659,821	17.3	670,770	7.0	989,051	10.3	38,442
39	97,186,000	1,716,761	17.7	673,067	6.9	1,043,694	10.7	34,967
40	98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4	33,742
41	99,056,000	1,860,974	18.7	670,342	6.8	1,190,632	12.0	26,217
42	99,637,000	1,935,647	19.4	678,006	6.8	1,260,641	12.7	28,920
43	100,794,000	1,871,859	18.6	686,555	6.8	1,185,304	11.8	28,600
44	102,022,000	1,889,815	18.5	693,787	6.8	1,196,028	11.7	26,874
45	103,119,447	1,954,239	18.9	712,962	6.9	1,241,277	11.9	25,412
46	104,345,000	2,000,923	19.2	684,521	6.6	1,316,402	12.6	24,805
47	105,742,000	2,038,682	19.3	683,751	6.5	1,354,931	12.8	23,772
48	108,079,000	2,091,983	19.4	709,416	6.6	1,382,567	12.6	23,663
49	109,410,000	2,029,989	18.6	710,510	6.5	1,319,479	12.1	21,888
50	111,251,507	1,901,440	17.1	702,279	6.3	1,199,161	10.8	19,103
51	112,420,000	1,832,617	16.3	703,270	6.3	1,129,347	10.0	17,105
52	113,499,000	1,755,100	15.5	690,074	6.1	1,065,026	9.4	15,666
53	114,511,000	1,708,642	14.9	695,821	6.1	1,012,821	8.8	14,337
54	115,465,000	1,642,582	14.2	689,659	6.0	952,923	8.3	12,923

資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」
 (注) 1. 49年は母は数人口、49年以降は日本人口である。
 2. 48年以降は沖縄県を含む。 3. 54年は概数である。

第4表 死因順位

年	死亡		死産		胎死		延命	
	実数	率(出生1,000対)	実数	率(出生1,000対)	実数	率(出生1,000対)	実数	率(出生1,000対)
45.4	91,527	45.6	203,824	92.0	676,596	7.9	79,021	0.92
46.9	85,932	46.0	193,274	93.8	682,077	7.8	75,285	0.86
48.0	79,726	45.1	187,119	93.6	697,809	7.9	76,798	0.87
49.8	75,918	45.9	183,265	95.8	714,861	8.0	75,267	0.84
50.0	75,706	45.5	179,007	97.1	718,934	7.9	72,040	0.80
50.0	70,502	45.0	176,255	101.2	773,362	8.5	71,651	0.79
51.1	72,423	45.9	185,148	100.7	826,902	9.0	74,004	0.80
53.7	69,912	45.0	181,892	100.6	847,135	9.1	72,455	0.78
53.7	66,552	44.4	179,201	100.4	866,115	9.2	69,410	0.74
55.6	65,043	40.9	179,895	101.7	890,158	9.4	69,323	0.74
56.4	62,655	38.7	177,262	98.0	920,341	9.8	71,094	0.75
57.2	60,049	36.2	175,424	96.4	937,514	9.7	69,996	0.73
58.0	56,827	33.1	168,046	89.2	962,133	9.9	72,200	0.74
58.5	54,904	30.1	161,617	81.4	954,852	9.7	72,195	0.79
59.3	42,882	31.3	148,248	98.2	940,120	9.5	79,422	0.80
59.9	50,846	26.3	149,389	71.6	950,096	9.6	80,478	0.84
60.3	45,921	24.5	143,259	71.1	956,312	9.6	87,227	0.87
61.2	43,419	23.0	139,211	68.6	984,142	9.6	91,200	0.89
62.1	41,917	21.7	135,095	65.3	1,029,405	10.0	95,937	0.92
62.4	40,900	20.4	130,920	61.4	1,091,229	10.5	100,999	0.90
63.7	38,734	19.0	125,184	57.8	1,099,984	10.4	108,080	1.02
64.3	37,588	18.0	116,171	52.6	1,071,923	9.9	111,877	1.04
65.8	34,383	16.9	109,738	51.3	1,000,455	9.1	110,622	1.04
66.0	30,513	16.0	101,862	50.8	941,628	8.5	119,135	1.07
67.3	27,133	14.8	101,930	52.7	871,843	7.8	124,512	1.11
68.9	24,708	14.1	95,247	51.5	821,029	7.2	129,485	1.14
69.4	22,217	13.0	87,463	48.7	793,257	6.9	132,146	1.15
70.9	20,496	12.5	82,319	47.7	788,505	6.8	135,250	1.17

第4表 死因順位の変動

第4表 死 因 順

	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
	死 因	百分率 人口10万 対死亡率	死 因	百分率 人口10万 対死亡率	死 因	百分率 人口10万 対死亡率
明治33年	肺炎・気管支炎	10.9	全 結 核	7.9	脳血管疾患	7.9
43	"	12.1	"	10.6	胃 腸 炎	10.6
大正 9	"	16.1	胃 腸 炎	10.0	全 結 核	10.0
昭和 5	胃 腸 炎	12.2	肺炎・気管支炎	11.0	"	11.0
15	全 結 核	12.9	"	11.3	脳血管疾患	11.3
22	"	12.6	"	12.0	胃 腸 炎	12.0
25	"	13.5	脳血管疾患	11.7	肺炎・気管支炎	11.7
30	脳血管疾患	17.5	悪性新生物	11.2	老 衰	11.2
34	"	20.7	"	13.2	心 疾 患	13.2
35	"	21.2	"	13.3	"	13.3
36	"	22.4	"	13.9	"	13.9
37	"	22.7	"	13.8	"	13.8
38	"	24.6	"	15.1	"	15.1
39	"	24.8	"	15.5	"	15.5
40	"	24.7	"	15.7	"	15.7
41	"	25.7	"	16.4	"	16.4
42	"	25.5	"	16.7	"	16.7
43	"	25.5	"	16.8	"	16.8
44	"	25.6	"	17.1	"	17.1
45	"	25.4	"	16.8	"	16.8
46	"	25.9	"	17.9	"	17.9
47	"	25.8	"	18.6	"	18.6
48	"	25.4	"	18.5	"	18.5
49	"	25.1	"	18.8	"	18.8
50	"	24.8	"	19.4	"	19.4
51	"	24.7	"	20.0	"	20.0
52	"	24.6	"	21.1	"	21.1
53	"	24.1	"	21.6	"	21.6
54	"	23.0	"	22.7	"	22.7

資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」
 (注) 1. 昭和15年以前及び昭和48年以降は詳細果を含む。
 2. 昭和54年は概数である。

位 の 変 動

位	第 4 位		第 5 位	
	百分率 人口10万 対死亡率	死 因	百分率 人口10万 対死亡率	死 因
7.7	159.2	胃 腸 炎	6.4	老 衰
9.9	213.4	脳血管疾患	6.1	"
8.8	223.7	インフルエンザ	7.6	脳血管疾患
10.2	185.6	脳血管疾患	9.0	老 衰
10.8	177.7	胃 腸 炎	9.7	"
9.4	136.8	脳血管疾患	8.9	"
8.6	93.2	胃 腸 炎	7.6	悪性新生物
8.4	67.1	心 疾 患	7.8	全 結 核
9.1	67.7	老 衰	7.6	肺炎・気管支炎
9.7	73.2	"	7.7	"
9.8	72.1	"	7.9	不慮の事故
10.2	76.2	"	7.7	肺炎・気管支炎
10.1	70.4	"	7.2	不慮の事故
10.2	70.3	"	7.0	"
10.8	77.0	"	7.0	"
10.6	71.9	"	6.6	"
11.2	75.7	"	6.4	"
11.8	80.2	不慮の事故	5.9	老 衰
12.0	81.7	"	6.2	"
12.5	86.7	"	6.1	"
12.5	82.0	"	6.2	"
12.6	81.2	"	6.2	"
13.3	87.3	"	5.7	肺炎・気管支炎
13.6	89.8	"	5.1	"
14.1	89.2	肺炎・気管支炎	5.3	不慮の事故
14.7	92.2	"	5.2	"
15.0	91.2	"	4.7	"
15.3	93.3	"	5.0	"
16.2	96.9	"	4.8	老 衰

第5表 国民医療費の推移

第5表 国民医療費

	推 計 額				
	55年度	40	45	50	51
医療費	4,095	11,224	24,962	64,779	76,684
公費負担分	451	1,471	2,822	8,471	9,781
生活保護法	364	750	1,680	4,210	4,875
結核予防法	48	432	540	819	843
精神衛生法	21	222	427	961	1,004
老人福祉法	-	-	-	2,127	2,625
その他	18	68	165	354	424
保険者等負担分	2,413	7,442	17,320	47,923	37,203
政府管掌健康保険	758	2,443	5,351	13,870	16,471
組合管掌健康保険	523	1,509	3,566	10,288	12,169
船員保険	35	72	133	372	433
日雇労働者健康保険	68	194	406	530	617
国家公務員共済組合	219	230	429	1,143	1,335
公共企業体職員等共済組合	75	174	326	843	992
市町村職員共済組合	44	-	-	-	-
地方公務員共済組合	-	826	1,057	2,974	3,477
私立学校教職員共済組合	8	30	74	240	285
国民健康保険	598	2,015	5,357	16,280	19,711
労働者災害保険	87	230	549	1,167	1,488
その他	9	18	72	224	320
(再掲)被用者保険	1,721	5,178	11,342	30,262	33,783
被保険者	1,224	3,855	9,305	17,584	20,425
被扶養者	497	1,323	3,036	12,678	15,358
患者負担分	1,229	2,312	4,820	8,375	9,600
全額自費	214	189	648	1,726	1,808
公費又は保険の一部負担	1,015	2,123	4,174	6,645	7,793
医療費の対前年度比	1.13	1.20	1.20	1.20	1.18
国民所得中に占める医療費の割合(%)	3.04	4.20	4.10	5.22	5.57

厚生省統計情報部調べ
 (注) 医療費の範囲は次のとおりである。
 1. 推計された医療費は医療を必要とする状態の医療費であって予防のため
 2. 医療機関の減価償却や差額取分は含まれていない。患者又は保険者・国・地方

費の推移 (単位：億円)

52	53	構 成 率					合 計	
		55年度	40	45	50	51	52	53
85,686	100,042	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
11,357	13,094	11.0	13.1	11.3	13.1	12.8	13.0	13.1
5,318	6,190	8.9	6.7	6.7	6.5	6.4	6.2	6.2
793	801	1.2	3.8	2.2	1.0	1.1	0.9	0.8
1,021	1,118	0.5	2.0	1.8	1.5	1.5	1.7	1.1
3,103	3,637	-	-	-	3.2	3.4	3.4	3.6
1,124	7,248	0.4	0.6	0.7	0.5	0.4	1.3	1.3
64,311	75,256	59.0	66.3	69.4	74.0	74.7	75.1	75.2
18,477	21,323	18.8	21.8	21.4	21.4	21.5	21.6	21.3
13,473	15,210	12.9	13.4	14.3	15.9	15.9	15.7	15.3
476	580	0.4	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5
630	712	1.7	1.7	1.6	0.8	0.8	0.8	0.8
1,486	1,684	3.3	2.0	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7
1,074	1,244	1.8	1.6	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2
-	-	1.1	-	-	-	-	-	-
3,846	4,412	-	4.7	4.2	4.6	4.5	4.5	4.4
228	390	0.2	0.3	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4
22,430	27,098	14.6	18.0	21.5	25.1	25.7	26.2	27.1
1,676	2,027	2.1	2.0	2.2	1.8	1.9	2.0	2.0
397	485	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4	0.8	0.5
39,816	43,651	42.0	45.1	45.4	46.7	46.7	46.5	45.6
27,429	23,402	29.9	24.3	23.2	27.1	26.4	26.4	25.5
17,189	20,249	12.1	11.8	12.2	19.6	20.0	20.1	20.1
10,016	11,492	30.0	29.4	19.3	12.9	12.5	11.7	11.7
1,842	2,256	5.2	1.7	2.6	2.7	2.4	2.2	2.3
8,156	9,426	24.8	18.9	16.7	10.2	10.2	9.5	9.4
1.12	1.17	-	-	-	-	-	-	-
5.63	6.03	-	-	-	-	-	-	-

の費用、正常分べん費等は含まれていない。
 方公共団体が当該年度に支払うべき額によって推計を行った。

第6表 社会保障給付費の推移

第6表 社 会 保 障

	41年度			45	46	47
	額(円)	45	46			
総 額	1,666,568	3,325,809	3,967,036	4,893,490		
医 療 保 険	904,295	1,781,047	1,940,498	2,395,690		
年 金 保 険	197,979	476,638	590,634	739,924		
失業保険及び労災保険	192,633	269,919	355,602	414,529		
児 童 手 当	-	-	6,517	42,177		
生 活 保 護	137,894	274,295	310,411	389,971		
社 会 福 祉	57,824	133,386	184,097	231,802		
保 健 増 進	114,325	180,210	188,954	210,533		
遺 児 給	224,456	342,599	379,964	419,343		
戦 後 処 理	15,862	45,857	30,360	28,722		
国民所得(億円)比	309,970	608,323	655,532	768,805		
(%)	6.0	5.8	6.1	6.4		

厚生省企画室調べ
 (注) 上表は11の基礎財による「社会保障費用」の給付費を制度別に組みかえたもの
 国民所得は、経団連調査「新SNA」

給 付 費 の 推 移 (単位：100万円)

	推 移				
	48	49	50	51	52
6,115,220	8,889,361	11,672,632	14,482,735	16,846,247	19,721,282
2,837,826	4,033,228	4,923,840	5,987,403	6,586,193	7,486,408
1,076,984	1,922,269	2,904,886	4,082,526	5,099,053	6,129,943
455,216	649,452	1,018,305	1,048,046	1,194,763	1,383,955
74,989	104,028	144,435	169,064	169,491	171,919
446,912	575,273	676,414	789,920	889,266	1,036,608
430,696	580,449	762,758	856,808	1,119,345	1,283,700
234,342	290,262	323,963	363,948	403,808	457,749
530,576	671,421	872,076	1,136,489	1,218,072	1,505,596
27,685	50,861	48,947	89,588	66,334	55,383
946,636	1,117,689	1,240,386	1,376,439	1,522,872	1,639,901
6.5	8.0	9.4	10.2	11.1	11.9

のである。

第7表 部門別社会保障給付費の推移

第7表 部門別社会保障給付費の推移

年次	部門	社会保障給付費(百万円)	対国民所得比(%)	年次	部門	社会保障給付費(百万円)	対国民所得比(%)
昭和25年度 (1950)	医療	64,614	—	昭和30年度 (1955)	医療	191,932	2.6
	その他	61,523	—		その他	197,291	2.7
	計	126,137	—		計	389,314	5.3
昭和26年度 (1951)	医療	80,250	1.0	昭和31年度 (1956)	医療	201,750	2.3
	その他	76,750	1.7		その他	196,854	2.4
	計	157,108	3.5		計	398,604	4.9
昭和27年度 (1952)	医療	114,871	2.7	昭和32年度 (1957)	医療	222,415	2.4
	その他	104,569	2.0		その他	213,284	2.3
	計	219,440	4.2		計	435,701	4.7
昭和28年度 (1953)	医療	148,037	2.5	昭和33年度 (1958)	医療	209,891	2.2
	その他	109,637	1.6		その他	298,100	3.1
	計	257,674	4.3		計	507,992	5.3
昭和29年度 (1954)	医療	171,154	2.6	昭和34年度 (1959)	医療	262,305	2.3
	その他	212,919	3.2		その他	323,507	3.0
	計	384,079	5.8		計	577,813	5.2

年次	部門	社会保障給付費(百万円)	対国民所得比(%)	年次	部門	社会保障給付費(百万円)	対国民所得比(%)
昭和35年度 (1960)	医療	294,209	2.2	昭和40年度 (1965)	医療	913,701	3.5
	年金	261,059	2.7		年金	350,816	1.9
	その他	655,266	4.9		その他	339,226	1.3
昭和36年度 (1961)	医療	284,998	2.4	昭和41年度 (1966)	医療	1,603,743	6.1
	年金	405,001	2.7		年金	1,076,503	3.5
	その他	789,998	3.0		その他	419,916	1.4
昭和37年度 (1962)	医療	469,865	2.7	昭和42年度 (1967)	医療	370,459	1.2
	年金	451,989	2.5		年金	1,866,968	6.0
	その他	921,855	5.2		その他	1,256,281	3.4
昭和38年度 (1963)	医療	588,484	2.9	昭和43年度 (1968)	医療	494,405	1.3
	年金	532,908	2.6		年金	411,449	1.1
	その他	1,121,39	3.4		その他	2,144,286	5.8
昭和39年度 (1964)	医療	732,811	3.1	昭和44年度 (1969)	医療	1,467,909	3.4
	年金	305,572	1.3		年金	583,516	1.3
	その他	309,099	1.3		その他	458,189	1.1
	計	1,347,482	5.8		計	2,509,635	5.8

年次	部門	社会保障給付費(百万円)	対国民所得比(%)	年次	部門	社会保障給付費(百万円)	対国民所得比(%)
昭和45年度 (1970)	医療	1,697,428	3.3	昭和50年度 (1975)	医療	4,491,816	4.2
	年金	658,296	1.3		年金	2,584,539	2.3
	その他	517,435	1.0		その他	1,613,007	1.4
昭和46年度 (1971)	医療	2,075,808	3.4	昭和51年度 (1976)	医療	6,786,084	4.6
	年金	815,172	1.0		年金	3,763,873	3.0
	その他	632,929	1.1		その他	2,220,603	1.8
昭和47年度 (1972)	医療	2,249,796	3.4	昭和52年度 (1977)	医療	11,672,632	9.4
	年金	966,018	1.5		医療	6,759,247	4.9
	その他	751,222	1.2		年金	5,202,700	3.8
昭和48年度 (1973)	医療	2,793,767	3.6	昭和53年度 (1978)	医療	2,493,808	1.8
	年金	1,173,814	1.5		計	14,482,755	10.5
	その他	926,112	1.2		医療	7,575,488	5.0
昭和49年度 (1974)	医療	4,893,693	6.4	昭和54年度 (1979)	医療	6,398,809	4.2
	年金	3,372,636	3.6		年金	2,871,950	1.9
	年金	1,600,640	1.7		その他	16,846,247	11.1
昭和50年度 (1975)	年金	1,141,991	1.2	昭和55年度 (1980)	医療	8,866,096	5.3
	その他	6,115,229	6.5		年金	7,623,765	4.6
	計	6,115,229	6.5		その他	3,231,423	2.0
	計	6,115,229	6.5		計	19,721,283	11.9

資料 1 社会保障給付費は、38年度までは労働者側へ、39年度以降は厚生省企画調査へ
 2 国民所得は、39年度以前は経済企画庁「国民所得統計年報(53年版)」、40年度以降は経済企画庁「新3NA」
 (注) 「年金」部門には、恩給を含む。「その他」部門とは、疾病保険の療養手当金、出産手当金等の現金給付、失業保険、労災保険、公的扶助、児童手当等である。

第8表 社会保障給付費の国際比較

国名	年次	部門別	実額	対国民所得比
イギリス (百万ポンド)	1974.4 1975.3	医療	3,439	5.13
		年金	4,898	6.90
		その他	3,597	5.07
計	12,134	17.10		
フランス (百万フラン)	1975.1 1975.12	医療	69,035	6.15
		年金	104,051	9.27
		その他	97,794	8.71
計	270,880	24.13		
スウェーデン (百万クローナ)	1974.1 1974.12	医療	18,086	9.39
		年金	20,950	10.87
		その他	20,564	10.67
計	59,599	30.93		
イタリア (百万リラ)	1974.1 1974.12	医療	5,819,975	6.38
		年金	9,880,378	10.83
		その他	3,448,899	3.78
計	19,149,252	20.99		
ドイツ (百万マルク)	1974.1 1974.12	医療	57,305*	7.42*
		年金	103,923	13.46
		その他	31,813	4.12
計	193,041	24.99		
アメリカ (百万ドル)	1973.7 1974.6	医療	36,615	3.35
		年金	80,514	7.37
		その他	36,502	3.34
計	153,631	14.05		

資料: ILO 「The Cost of Social Security」、1974年のイギリスは「Annual Abstract of Statistics」、1975年のフランスは「Le Budget Social de la Nation」に基づき、厚生省企画調査
 (注) 1. 「年金」部門には、恩給を含む。「その他」部門とは、疾病保険の療養手当金、出産手当金等の現金給付、失業保険、労災保険、公的扶助、児童手当等である。
 2. ILO 資料では「年金」と「その他」とは必ずしも明確に区別できないが、ここでは国々の制度の相違を踏まえ、区別を試みた。
 3. *印は国庫以外の現物給付が含まれる。

第9表 国の予算における社会保障関係費

第9表 国の予算における

	48年度		49		50	
	当初予算額	対前年増減率	当初予算額	対前年増減率	当初予算額	対前年増減率
一般会計予算	14,284,073	124.6	17,099,430	119.7	21,288,800	124.5
厚生省予算	2,093,002	131.0	2,868,294	137.0	3,906,729	136.2
社会保険関係費	2,115,412	128.8	2,891,854	136.7	3,928,154	135.8
生活保護費	355,548	114.7	443,015	124.6	534,747	120.7
社会福祉費	322,913	165.2	431,781	133.7	617,753	143.1
社会保険費	1,119,805	132.0	1,659,649	148.2	2,327,687	140.5
医療衛生対策費	199,825	110.1	217,895	109.0	273,829	125.7
失業対策費	117,220	109.7	139,514	119.0	174,138	124.8

厚生省会計関係*

社会保険関係費

(単位:100万円、%)

国	道	府	県	市	町	村	48年度		49		50	
							当初予算額	対前年増減率	当初予算額	対前年増減率	当初予算額	対前年増減率
24,296,011	114,128	514,270	117,434	295,011	120,038	600,143	112.6	42,588,843	110.3			
4,739,190	121.3	5,625,758	116.7	6,707,688	119.7	7,554,088	112.6	8,149,475	107.9			
4,807,640	122.4	5,691,997	118.4	6,781,070	119.1	7,626,599	112.5	8,212,441	107.7			
633,168	118.4	722,698	114.1	808,271	116.0	922,257	110.0	955,927	102.7			
787,785	122.5	957,943	121.6	1,097,033	114.5	1,201,843	112.3	1,369,775	111.2			
2,836,889	121.9	3,406,237	120.1	4,187,378	122.1	4,708,724	113.3	5,109,521	108.5			
296,161	108.2	324,310	109.5	360,368	111.1	386,555	107.2	398,134	103.1			
253,666	145.7	280,809	110.7	328,023	116.8	377,190	115.0	379,084	100.5			

第10表 厚生省所管一般会計歳出予算額(当初予算)の推移

第10表 厚生省所管一般会計

	48年度		49		50	
	当初予算額	対前年増減率	当初予算額	対前年増減率	当初予算額	対前年増減率
生活保護費	355,548	114.7	443,015	124.6	534,747	120.7
社会福祉費	322,913	165.2	431,781	133.7	617,753	143.1
社会保険費	1,119,805	132.0	1,659,649	148.2	2,327,687	140.5
医療衛生対策費	199,825	110.1	217,895	109.0	273,829	125.7
失業対策費	117,220	109.7	139,514	119.0	174,138	124.8
科学技術振興費	6,700		8,475		12,337	
建設及び保守開発等支援費	41,048		50,569		65,172	
生活環境改善整備費	38,990		44,107		57,392	
経費協力費	1,390		1,611		2,494	
その他	16,328		19,838		27,100	
厚生省所管一般会計予算総額	2,093,002	131.0	2,868,294	137.0	3,906,729	136.2
一般会計予算総額	14,284,073	124.6	17,099,430	119.7	21,288,800	124.5

厚生省会計関係*

(注) 国繰入のため内訳の合計が予算総額に合わない場合もある。

歳出予算額(当初予算)の推移

(単位:100万円)

国	道	府	県	市	町	村
24,296,011	114,128	514,270	117,434	295,011	120,038	600,143
4,739,190	121.3	5,625,758	116.7	6,707,688	119.7	7,554,088
4,807,640	122.4	5,691,997	118.4	6,781,070	119.1	7,626,599
633,168	118.4	722,698	114.1	808,271	116.0	922,257
787,785	122.5	957,943	121.6	1,097,033	114.5	1,201,843
2,836,889	121.9	3,406,237	120.1	4,187,378	122.1	4,708,724
296,161	108.2	324,310	109.5	360,368	111.1	386,555
253,666	145.7	280,809	110.7	328,023	116.8	377,190
6,700		8,475		12,337		16,811
41,048		50,569		65,172		82,499
38,990		44,107		57,392		74,138
1,390		1,611		2,494		3,280
16,328		19,838		27,100		35,100
2,093,002	131.0	2,868,294	137.0	3,906,729	136.2	5,109,521
14,284,073	124.6	17,099,430	119.7	21,288,800	124.5	28,149,475

第11表 最近成立した厚生省関係法律

第11表 最近成立した厚生省関係法律			
第90回臨時国会 54.11.26~54.12.11			
法律番号/公布年月日	法律名	内 容	要 旨
63 54.12.18	角膜炎及び腎臓の移植に関する法律	1. 法律の趣旨 この法律は、移植のために死体から眼球又は腎臓を抽出すること等につき必要な事項を規定するものとする。こととした。 2. 医師の義務 医師は、角膜炎又は腎臓の移植を行うに当たっては、診療上必要な注意をしなければならないこととした。 3. 眼球又は腎臓の抽出 (1) 医師は、移植前に使用されるための眼球又は腎臓を、死体から抽出することができることとした。 (2) 医師は、前項の規定による死体からの眼球又は腎臓の抽出しようとするときは、あらかじめ、その遺族の書面による承諾を受けなければならないこととした。ただし、死亡した者が生前にその眼球又は腎臓の抽出について書面による承諾をしており、かつ、医師がその旨を遺族に告知し、遺族がその抽出を拒まないとき、又は遺族がないときは、この限りでないこととした。 4. 抽出してはならない場合 医師は、室死又は要死の疑いのある死体から、眼球又は腎臓を抽出してはならないこととした。 5. 乳意の保持等 抽出に当たっての乳意の保持、抽出した眼球又は腎臓の取扱い等に関する必要な事項を規定すること。 6. あつせん等の許可 親として死体の眼球又は腎臓の提供のあつせんをしようとするとき	
70 54.12.25	許可、認可等の整理に関する法律	(厚生省関係部分のみ) 1. 興行辦法、旅館業法及び公衆浴場法関係 興行場、旅館業及び公衆浴場の営業の許可等の審判は、保護府を設ける旨にあっては、市長が行うものとする。こととした。 2. へい歌遊樂場等に関する法律関係 (1) へい歌遊樂場等の施設又は区域を変更する場合における許可を、届出に改めるものとする。こととした。 (2) 法の事務は、保護府を設ける市にあっては、市長が行うものとする。こととした。 (3) へい歌遊樂場以外の施設又は区域で、へい歌を舞休、権限又は撤却しようとする場合の許可 (4) 都道府県知事の指定する区域において、令、高等を一定数以上撤却又は撤却しようとする場合の許可 3. 狂犬病予防法関係 犬の狂犬病予防注射票の交付は、都道府県知事(京畿府を設ける市にあっては、市長)が行うものとする。こととした。 4. 身体障害者福祉法関係 身体障害者更生施設施設に身体障	は、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣の許可を受けなければならないこととした。 7. 罰則 5又は6の規定に違反した者についての罰則を設けることとした。 8. その他 角膜炎移植に関する法律は廃止することとした。
			障害の発生原因の審判に從事する者の養成施設を都道府県が設置する場合の厚生大臣の認可を廃止し、市町村が設置する場合の都道府県知事の認可を届出に改めるものとする。こととした。
第91回国会 53.12.21~55.5.19			
法律番号/公布年月日	法律名	内 容	要 旨
17 55.3.31	戦傷病者戦没者遺族等授養法等の一部を改正する法律	1. 戦傷病者戦没者遺族等授養法の改正 (1) 遺養年金、遺族年金等の額を引き上げることとした。 (2) 勤労に就いて負傷し、又は疾病にかかり、一定時点以後に第5款以上の不具疾病の状態になった軍人軍属又は準軍属であった者(「健康障害」)に対し、障害年金等を支給することとした。 (3) 勤労に就いて負傷し、又は疾病にかかり、一定期間内に他の疾病を併発して死亡(併発死)した軍人軍属又は準軍属の遺族に対し、遺族年金又は遺族給付金を支給することとした。 2. 未婚遺者留守家族等授養法の改正 未婚遺者の留守家族に支給する留守家族年金の月額を、遺族年金の増額に準じて、引き上げることとした。 3. 戦没者等の遺に対する特別給付金支給法の改正 昭和54年遺族授養法の改正により、遺族年金を受けることとなった戦没者等の妻(再婚無効)に対し、特別給付金(額面)万円、10年供養の給付金の供養)を支給することとした。	

法律番号	公布年月日	法 律 名	内 容
			<p>4. 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正</p> <p>次に掲げる戦没者の父母等に対し、特別給付金(額面10万円、3年償還)無期子の国債)を支給することとした。</p> <p>(1) 昭和34年遺族優待法の改正により、遺族年金等を受けなくなった戦没者の父母等</p> <p>(2) 戦没者の死亡後、他の子や孫が改式葬したこと等により、戦没者の戸籍抹消時点後に兵を同じくする子や孫がいない戦没者の父母等</p>
24	55. 4. 10	農業者年金基金法の一部を改正する法律	<p>1. 昭和55年度における年金給付の額の改定</p> <p>年金給付の額について、国民年金の年齢年金の額が改定される月分以後、特別に引上げ(昭和55年度の消費物価の上昇に見合う引上げ)を行うこととした。</p> <p>2. 農業者年金支給業務の改正</p> <p>農業者年金基金の行う農業者年金支給業務について、その実施期間を10年間延長する等の措置を講ずることとした。</p>
44	55. 5. 10	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律	<p>1. 建築物における衛生的環境の確保に関する事項の登録</p> <p>(1) 次の事項を営んでいる者は、次に都道府県知事の登録を受けることができることとした。</p> <p>(イ) 建築物における清掃を行う事業</p> <p>(ロ) 建築物における空気環境の測定を行う事業</p> <p>(ハ) 建築物における飲料水の品質検査を行う事業</p>
			<p>(ウ) 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業</p> <p>(エ) 建築物におけるおぼろその他の人の健康を損なう事項を生じさせるおそれのある動物として厚生省令で定める動物の飼育を行う事業</p> <p>(ヨ) 建築物における清掃、空気環境の測定及び飲料水の品質検査であって、建築物における衛生的環境の通常の管理に必要な厚生省令で定める程度のものを行って行う事業</p> <p>(2) 登録を受けるには、営業所の各事業を行うための機械器具その他の設備及び各事業に必要とする資格が厚生省令で定める基準に適合していなければならないこととした。</p> <p>(3) 登録の有効期間は、3年とすることとした。</p> <p>(4) 登録を受けた者は、登録に係る営業所について、登録建築物清掃業者の表示をすることができることとした。</p> <p>(5) 何人も、登録を受けずに、登録建築物清掃業者の表示又はこれに類似した表示をしてはならないこととした。</p> <p>(6) 都道府県知事は、登録営業所が登録の基準に適合しなくなったときは、登録を取り消すことができることとした。</p> <p>2. 登録業者等の団体の指定</p> <p>(イ) 厚生大臣は、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録業者又は登録業者の団体を社員とする民法の規定により</p>
			<p>設立された社団法人であって、次に掲げる業務を運営に行うことができるものを、各事業ごとに、その申請により、業務を全国的に行う業として指定することができることとした。</p> <p>(1) 登録業者の業務を運営を行うため必要な技術上の基準の設定</p> <p>(2) 登録業者の求めに応じて行う業務の指導</p> <p>(3) 登録業者の業務に従事する者に対するその業務に必要な知識及び技能についての研修</p> <p>(4) 登録業者の業務に従事する者の福利厚生に関する施設</p> <p>(5) 厚生大臣は、必要があると認めるときは、指定団体に対し、改善命令を出すことができることとした。</p> <p>(6) 厚生大臣は、指定団体が改善命令に違反したときは、指定を取り消すことができることとした。</p>
49	55. 5. 16	原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律	<p>原子爆弾被害者の医療等に関する法律の規定により原子爆弾の被害作用に起因する負傷又は疾病の状態である旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者等に支給する特別手当、療養管理手当て及び保健手当ての額の引上げを行うこととした。</p>

第12表 厚生省の関する主要国際機関

年月日	事	項
54. 6. 3	○水曜週間(1~7日)	
	○農業者年金法の一部を改正する法律公布	
	○農業者年金法の一部を改正する法律公布	
	○農業者年金法の一部を改正する法律公布	
	○厚生省は、「昭和53年人口動態の概況」(概数年計分)を発表	
	○厚生省は、「障害者福祉都市」を指定(20市)	
	○全国赤十字大会	
	○雇用保険法等の一部を改正する法律公布	
	○医道審議会は、厚相に対して「医師、歯科医師の行政処分について」意見を提出	
	○農業者年金法の一部を改正する法律公布	
	○第11回全国健康増進大会(10~14日、愛知県)	
	○「5」を正しく理解する週間(24~30日)	
	○「5」を正しく理解する日	
	○厚生省は、「昭和53年簡易生命表」を発表(平均寿命男72.97年、女78.33年)	
	○マリアナ諸島戦没者追悼祭開催(26~27日)	
	○厚生省は、年金保険計画課にオンライン業務室を設置	
	○社会保険庁は、北海道小樽市、千葉県松戸市及び神奈川県川崎市に、それぞれ各小牧、松戸及び高津社会保険事務所を新設	
	○国立社会福祉者リハビリテーションセンター開設	
	○夏期食品一斉回収月間(1~31日)	
	○愛の血液助け合い運動月間(1~31日)	
	○阿波大戦没者遺骨受領団出発(2~4日)	
	○阿波大戦没者遺骨拝礼式	
	○港の衛生週間(14~20日)	
	○厚生省は、「戦後復興100周年記念式典」を開催	
	○第10回赤十字運動推進全国大会(横浜市)	
	○第27回国際スポーツマンシップ大会(27~28日)	
	○厚生省は、「厚生年金保険遺族年金給付実態調査」を発表	
	○厚生省は、「昭和53年度社会保険給付費」を発表	
	○食品衛生週間(6~12日)	
○全国戦没者追悼式(日本武道館)		
○社会保険庁は、「昭和53年度改善、日曜健康の収支決算」を発表		
○厚生省は、「昭和53年度厚生年金調査概況」を発表		
○厚生省は、「昭和54年度予算の概算要求」を発表(総額4兆4,322億円、前年度比11.6%増)		
○1979年国際身体障害者スポーツ大会(29~30日)		
年月日	事	項
54. 8. 30	○公衆衛生審議会は、厚相に「昭和55年の日本人平均1人1日当たり栄養所要量」を答申	
	○第1回国際協力懇話会	
	○精神障害者愛護月間(1~30日)	
	○船員労働安全衛生月間(1~30日)	
	○健康増進普及運動月間(1~30日)	
	○がん予防月間(1~30日)	
	○社会保険事業調査会厚生年金保険部会は、厚相に「厚生年金保険制度改正に関する意見」を提出	
	○厚生省は、「全国高齢者名簿」を発表	
	○憲法の一部を改正する法律案、医薬品副作用被害救済基金法案及び悪徳法改正案は、参議院で可決、成立	
	○全国下流選進デー	
	○がん予防全国大会(松山市)	
	○歌の日	
	○老人福祉週間(15~21日)	
	○全国食生活改善大会(新潟県)	
	○環境衛生週間(21~27日)	
	○結核予防週間(24~30日)	
	○清掃の日	
	○国民年金審議会は、厚相に「国民年金制度の改正について」意見書を提出	
	○共済年金運動(1~12月31日)	
	○消費者生活協同組合強化普及月間(1~2日)	
	○食生活改善普及運動月間(1~31日)	
	○母子保健強化月間(1~31日)	
	○重親を求め運動(1~31日)	
	○麻薬・覚せい剤撲滅運動(1~11月30日)	
	○国民年金制度普及推進月間(1~11月30日)	
	○厚生省は、「昭和53年度健康増進事業調査概況」を発表	
	○日の愛護デー	
	○第24回全国親類大会(熊本市)	
	○第24回母子の思い出のコンクール中央表彰式	
○薬と健康の週間(17~23日)		
○全国民生委員、児童委員大会(茨城県)		
○国際児童年金制度調査・特定疾患研究委員会(21~22日、東京都)		
○国際児童年金制度国際母子保健家族計画研修事業(21~11月12日、東京都)		
年月日	事	項
54. 10. 25	○全国栄養改善大会(茨城県)	
	○第10回全国身体障害者スポーツ大会(27~28日、定例県)	
	○第21回体力づくり運動推進全国大会(27~28日、鳥取県)	
	○国際児童年金制度国際母子保健シンポジウム(29~30日、愛知県)	
	○食品衛生大会(30~11月1日)	
	○厚生省は、「昭和54年度人口動態(簡報)社会経済調査の概況」を発表	
	○厚生省、社会保険庁、東京都は、「国民年金法施行20周年記念式典」を開催(目黒公会堂)	
	○全国社会福祉大会(東京都)	
	○健康増進週間(5~11日)	
	○精神衛生普及運動(8~11日)	
	○第7回全国身体障害者技能競技大会(7~9日、千葉市)	
	○母子保健強化計画全国大会(8~9日、名古屋市)	
	○国際児童年金制度国際母子保健大会(8~9日、金沢市)	
	○第22回手足の不自由な子どもを育てる運動(10~12月10日)	
	○第6回社会福祉協議会(15~19日)	
	○厚生省は、「昭和53年度国民母子生活等調査」を発表	
	○第25回全国親類親生大会(19~20日、岐阜県)	
	○中央社会福祉審議会は、厚相に「介護老人ホームおよび特別養護老人ホームに併用救済高率の増設の改善について」を意見具申	
	○国際児童年金制度国際母子保健シンポジウム(20~21日、愛知県)	
	○養生虫歯予防週間(21~30日)	
	○厚相は、生活環境審議会に「有害物質を含有する家庭用品の規制標準の改正について」を答申	
	○厚生省は、「昭和53年度国民健康調査概況」を発表	
	○歳末たすけあい運動(1~25日)	
	○食品と添加物などの年長一斉回収月間(1~28日)	
	○身体障害者福祉調査運動(1~31日)	
	○生活環境審議会は、厚相に「有害物質を含有する家庭用品の規制標準の改正について」を答申	
	○国際児童年金制度国際母子保健大会(東京都)	
	○社会保険事業調査会厚生年金部会は、厚相に「船員保険の年金制度の改正に関する意見」を提出	
	○内閣、参議院審議会は、参議院で可決、成立	
○計可、認可等の整理に関する法律案(興行場法、旅館業法、公衆浴場法、へい、飲食店等に関する法律及び狂犬病予防法関係)は、参議院で可決、成立		

年月日	事 項
54.12.12	○小児がん国際シンポジウム(12~14日、東京都)
13	○国立病院・国立療養所民衆相談会、厚相に「病院、療養所の定員」を提言
15	○厚生省は、「薬局マニエーター(No.1)」を発表
25	○許可、認可等の申請に関する法律(施行細則、裁量適法、公衆福祉法への改正等)に関する法律及び厚生省予備法務部公布
27	○厚生省は、「昭和53年国民健康調査」を発表
29	○厚生省は、「昭和53年度国民健康調査結果」を発表
31	○厚生省は、「昭和54年における人口動態統計の概況(年間統計)」を発表
55.1.3	○厚生省は、「児童健全育成調査の概況」を発表
19	○厚相は、社会保険制度審議会に「厚生年金保険法等の一部改正について」を諮問
20	○厚相は、社会保険制度審議会に「厚生年金保険法の一部改正及び船員保険法の一部改正について」及び「船員保険制度(災害補償部門)改正案要綱」を諮問
22	○厚相は、国民年金審議会に「国民年金制度の改正について」を諮問
23	○社会保険制度審議会は、厚相に「船員保険法(28歳社会保険事務所)」を諮問
26	○厚相は、社会保険制度審議会に、「船員保険法(災害補償部門)の一部改正について」を諮問
26	○厚生省は、「昭和53年度国民健康調査結果発表式」を発表
30	○食品衛生委員会は、厚相に「感温化水素の取扱いについて」意見を具申
2.1	○成人病予防週間(1~7日)
7	○社会保険制度審議会船員保険部会は、厚相に「船員保険制度(災害補償部門)の一部改正について」を答申
8	○社会保険制度審議会は、厚相に「厚生年金保険法の一部改正について」を答申
9	○国民年金審議会は、厚相に「国民年金制度の改正について」を答申
10	○社会保険制度審議会は、厚相に「船員保険法(災害補償部門)の一部改正について」を答申
10	○厚生省は、「昭和53年度国民健康調査の概要及び病状報告の概況」を発表
12	○社会保険制度審議会は、厚相に「厚生年金保険法等の一部改正について」を答申
13	○社会保険制度審議会は、厚相に「船員保険法の一部改正について」を答申
26	○厚生省は、「昭和53年度医師・歯科医師・薬剤師調査概況」を発表
55.2.27	○厚生省は、「昭和54年厚生行政基礎調査概況」を発表
3	○昇日の日
10	○救急制度百年史発行
16	○第22回精神衛生全国大会(大阪市)
20	○厚生省は、「昭和54年度国民生活実態調査の概況」を発表
28	○社会保険制度審議会、厚相に「船員保険法の規定による失効後法日課表の改正案要綱」を、社会保険庁長官に「船員保険技術指導手続改善手当及び移転費立給用改正案要綱」を答申
31	○厚相は、社会保険制度審議会に「老人保健医療対策に関する基本方針案」についてを諮問
31	○府県機関、地方支分部局等に関する規程の整理等に関する法律公布
31	○農薬関係者代表者連合会等協議会改正案は、参議院で可決、成立、同日公布
4.1	○身体障害者福祉推進運動(1~30日)
7	○世界保健デー
17	○中央社会保険医療協議会は、「医療経済実態調査」を発表
20	○農薬物における農生的環境の確保に関する法律改正案は、衆議院で可決、成立
25	○厚生省は、「昭和55年度障害者福祉都市」2市を指定
25	○東北地区死後遺棄防止印刷出版(30~5月9日)
5.1	○厚生省は、薬務局安全課に「医薬品副作用情報室」を設置
2	○不正大衆、けしき撲滅運動(1~6月30日)
2	○厚生省は、「第4次悪性新生物実態調査」を発表
4	○第29回全国ろう者大会(石川県)
5	○財団法人福祉院(5~11日)
8	○厚生省は、「昭和54年社会福祉施設調査の概要」を発表
9	○WHOは、世界保健総会において地球上からの癌そう撲滅を宣言
9	○第28回全国盲人福祉大会(千葉県)
10	○建築物における農生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律公布
15	○第33回全国盲人福祉大会(佐賀県)
16	○フットボール連合会総会出版
16	○電子機算機障害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布
19	○全国赤十字大会
19	○千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式
19	○第25回日本身体障害者福祉大会(19~21日、千葉県)
22	○第31回結核予防全国大会(22~23日、水戸市)
55.5.29	○第13回全国保健衛生大会(29~30日、富山市)
6.1	○厚生省は、「昭和53年度国民健康費」を発表
10	○水産週間(1~7日)
10	○農産物増産推進運動(1~30日)
4	○海の衛生週間(4~10日)
16	○厚生省は、「昭和54年人口動態の概況(概数年計分)」を発表
17	○厚生省は、「老人保健医療対策案」を提議
19	○第27回全国衛生教育大会(19~20日、松本市)
21	○身体障害者オリンピックアーヘン大会開催(21~7月5日、オランダ)
22	○ちい(ハンセン氏病)を正しく理解する週間(22~28日)
25	○ちい(ハンセン氏病)を正しく理解する日
7.1	○社会保険法は、岡山県岡山市、高知県高岡市及び鹿児島県鹿児島市に、それぞれ「県民、市民及び鹿児島県社会保険事務所の新設
1	○夏季食品一斉取替り月間(1~31日)
1	○愛の血液助け合い運動(1~31日)
2	○大規模年金保険基金地グリーンピア大田開業
4	○厚生省は、「昭和54年における農業、覚えい潤取付行政の概況」を発表
6	○厚生省は、「昭和54年健康寿命表」を発表(平均寿命男72.46年、女78.49年)
12	○大規模年金保険基金地グリーンピア三木開業
14	○海の衛生週間(14~20日)
14	○「国連婦人の10年」1985年世界会議(14~29日)
23	○第16回献血運動推進全国大会(神戸市)
27	○厚生省は、「昭和53年度社会保険給付費」を発表
8.1	○厚生省は、「第6回海外労働管理実態調査」を発表
1	○中央環境衛生化学協議会、厚相に「黄容炭及びグリーンメタリウム」に関する適正化案を答申
4	○食品衛生週間(4~10日)
7	○人口問題審議会は、厚相に「出生力動向に関する特別委員会報告」を提出
15	○全国戦没者追悼式(日本武道場)
24	○社会保険法は、「昭和54年度設置、目標健康の改善案」を発表
26	○厚生省は、「昭和54年度予算の概算案」を発表(総額8兆9,508億円、対前年度比9.8増)
9.1	○健康増進普及運動月間(1~30日)
1	○おたけおたけ月間(1~30日)
9.9	○精神障害者受援月間(1~30日)
9.9	○船員労働安全衛生月間(1~30日)
10	○厚生省は、「全国高齢者名簿」を発表
10	○全国下水処理場デー
10	○中央児童福祉審議会は、厚相に「児童手当制度について」意見を具申
15	○敬老の日
15	○老人福祉週間(15~21日)
21	○看護衛生週間(21~27日)
21	○厚生省は、「昭和54年度教育概況」を発表
24	○読書の日
24	○結核予防週間(24~30日)
26	○がん征圧全国大会(東京都)
26	○厚生省は、「高齢化問題調査」を発表
29	○厚生省は、食品環境審議会に「大都市圏における農薬物の広域的処理に関する基本方針」についてを諮問